

新型コロナウイルス感染症対策の支援策（福祉保健部分）について

令和 2 年 7 月 29 日  
福 祉 保 健 部

1 新たな支援策（8月補正（案））

(1) 医療従事施設等支援事業【担当課：保健医療課（社会福祉課，高齢介護課）】(NO.11)

- ・内容：医療機関，介護施設，障害者施設等における感染予防対策費等のための支援金【市単独】
- ・対象者：市内医療機関，介護施設，障害者施設，准看護師養成所を持つ法人
- ・支給額：1施設当たり，
  - ①医療機関：病院 100 万円，医院・歯科医院 50 万円
  - ②介護施設：施設系サービス 30 万円，地密特養・短期入所・グループホーム等 20 万円，居宅・デイサービス等 10 万円
  - ③障害者施設：通所事業所 20 万円，グループホーム・相談事業所 10 万円
  - ④准看護師養成所：20 万円
- ・予算額：26,200 千円（51 法人，97 施設）
- 【内訳】①医療機関：16,500 千円（27 法人 29 施設），②介護施設：7,700 千円（21 法人 56 施設），  
③障害者施設：1,800 千円（6 法人 11 施設），④准看護師養成所：200 千円（1 法人 1 施設）
- ・支給時期：9月

複合的に

(2) 民生委員・児童委員活動費緊急補助金【担当課：社会福祉課】(NO.12, NO.13)

- ・内容：感染症の緊急対策として民生委員・児童委員への活動費補助金【県補助 10/10・市単独】
- ・対象：民生委員・児童委員
- ・支給額：（県補助）①一人当たり，6 千円（1 千円×6 か月分），（市費）②一人当たり，6 千円（1 千円×6 か月分）
- ・予算額：1,044 千円 【内訳】①県：522 千円（6 千円×87 人），②市：522 千円（6 千円×87 人）
- ・支給時期：9月

上乗  
県と同額

(3) 障害者支援臨時特別支援金【担当課：社会福祉課】(NO.14)

- ・内容：感染症の影響を受ける障害者に，臨時特別支援金を支給【市単独】
- ・対象者：特別障害者手当等受給者
- ・支給額：一人当たり，3 万円
- ・予算額：1,145 千円 【内訳】給付金：1,140 千円（30 千円×38 人），事務費：5 千円
- ・支給時期：9月

国の施策

(4) ひとり親世帯臨時特別給付金【担当課：社会福祉課】(NO.15)

- ・内容：ひとり親家庭で特に大きな困難が生じていることを踏まえて，臨時特別給付金を支給【国庫補助 10/10】
- ・対象：（基本給付）R2.6 月児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等，（追加給付）特に家計が急変し収入が減少している者
- ・支給額：（基本給付）①1 世帯当たり，5 万円（②第 2 子以降一人当たり，3 万円），（追加給付）③1 世帯当たり，5 万円
- ・予算額：15,104 千円
- 【内訳】給付金：14,640 千円（①50 千円×175 世帯，②30 千円×108 人，③50 千円×53 世帯），事務費：464 千円
- ・支給時期：9月

2 その他

(1) 子育て世帯臨時特別給付金事業【担当：社会福祉課】(NO.9)

- ・内容：子育て世帯臨時特別給付金（児童手当受給者への国 1 万円支給分）及び子育て世帯臨時特別支援金（市 1 万円上乗せ・拡大支給分）の予算不足分【国庫補助 10/10，市単独】
- ・予算額：2,500 千円 【内訳】国：2,000 千円（10 千円×200 人），市：500 千円（10 千円×50 人）

(2) 保育施設管理運営事業【担当：子育て支援課】(NO.10)

- ・内容：保育施設の感染予防対策として消毒液等の消耗品購入費【国庫補助 10/10】
- ・予算額：300 千円